(驛遞局認可)

(日曜日休刊)(定價金三錢)

時事新報

第千三百四十七號

明治十九年八月六日 金曜日

舊丙戌七月七日(戊戌)

(西暦一千八百八十六年)

時事新報定價

一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便税一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ掲タル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配達料ニテ配達致候(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)

●東京●横濱横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根七湯、箱山、修善寺、三嶋、沼津、原、吉原、興津、清水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大阪、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、笠岡、尾ノ道、福山、廣島、徳島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ卷、函館、青森、弘前●高崎、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、熊谷●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川

其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同レク配達料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

貧人は中央市外に居らしむべし

今の東京の市街は往時封建の時代に小商人等が大名屋敷の需要に應ずるため其近傍に群集して其處彼處に圍を爲ましし千の大名屋敷あれバ千の商人團即ち俗に所謂前町商人が相混同して一都府を成したるものにして朱門茅屋相隣し高き家と軒つゞきに低き家あり富豪商店の裏通りには貧乏人の巣窟ある等不規則千萬の箇處多きは人の能く知る所なり即ち此不規則の箇處を改むるを東京市區改正の一箇條として甚だ必要なる所以にして表通り本通りは軒々はゞ其家並を揃へ重なる裏通り筋すらも餘り見苦るしき貧人の巣窟を留めず煉瓦積きは申すまでもなく日本家の通り筋よても火災杯の殺よハ常よ殷富に立籠りたる家屋を建築する樣の人柄のみを群居せしむると大切ならん精しく云へば富家は富家と群し貧乏人は貧乏人と相伴ひ貧人の家と以て巨館石室を點綴せしめざるの工風なかる可らず斯くて彼の職工日傭取の輩を場末の地に逐ひ立てんとするに就き爰に一考を要すべきは元來此職工日傭取等ハ富豪商館に出入して日々其勞働を鬻ぐものなれバ今此得意場と離れて場末の地に移住するが爲め仕事場への往復不便にして出入の費用も亦加はり非常れ迷惑を蒙ることあらんとの一事なり因ては先づ此職工日傭取等の爲めに場末の地より帳場へ往復するの便を開かざる可らずと雖も我輩の所見を以てすれば之を開くこと難からずと思はるゝ其の次第は目下米國ニューヨルク府に架空鐵道(Elevated Railroad)と稱するものあり四線の鐵道、市街の一端より都中の最も繁華なる處を横斷して市の中央なるセントラル パークと云へる公園に集り夫より各々他の場末の地に達し各々十英里の間を走るが故に場末の地より市の中央に往復すると自由自在にして毫も不便を感ぜることなし抑も此架空鐵道はニューヨルクの醫士某氏の發明架設に係り某氏は仁術の士丈けありて慈悲の心厚き[illegible]貧民の情態を見て如何にもして其窮を救[illegible]たる後遂に一策を案じ此等の貧民[illegible]が爲めに生活費を増し此苦境に陥いるあり之を救ふには先づ市街の端より端に往復するの便を開き置きて然る後にて貧民を場末の地に移すと肝要なれども市中繁盛の區は汽車の地上に走るを許さずとて架空鐵道を設けて漸く貧民を場末の地に移さるに貧民の生計の爲め又市街の体裁の爲め其成績甚だ少なからず且この企は素より貧民救助の目的に出でたるものよして朝夕職工日傭取等の往返する時間には十英里の間何處まで乘車するも平常の半額即ち五錢を要するのみなれど賃銀多き米國の職工等に取りては實に輕小の往復費にして爲めに迷惑する者なく職工等の爲めにも商館等の爲めにも一擧兩便の策なりとて之を稱揚せざる者なしと云ふ(醫士某氏は架空鐵道架設の爲めに財産を傾け盡し氏が死去する時には家内一人の看病人もなかりし程なるが其後架空鐵道會社を起したるものは氏の餘蔭にて幾百萬弗を儲けたるやも知れず米國人中にも氏の爲めに之を追弔するもの多しと云ふ)職工等の場末の地より市中に往復する時間に限りて特に汽車賃錢を引き下ぐるは英國倫敦にも其例あり壯麗なる都府にて貧富住處を異にし市街の美觀を維持するには是非とも府内外往復の便を開きて貧民を場末の地に移その必要あるを見るべきなり就ては我東京にても市區改正に連れて漸く此法を實行せざる可らずと雖ども東京市街を通じて場末の地まで鐵道を架設するは差當り六ヶ敷かるべきが故に我輩は漫に多を求めず今の鐵道馬車を以て鐵道に代用し今後地相を案じて市中より場末の地に達せる馬車道を擴張し職工日傭取等の重もに往復する時間を計りて其賃錢を下げ或は全線路一價法を採用する等の工夫あらんこと望むなり斯くて職工日傭取等は漸く場末の地に移ると爲らば家賃も廉く蔬菜其他日用必需品を買ふにも幾分か便利なるの趣ありて彼等自身の爲めに得策なるのみならず之れと同時に貧富相隣の風を去て都城家屋の美觀をも添ふるに至るべし此一事甚だ瑣末なるが如しと雖ども東京市區改正の一箇條として決して等閑視す可らざるものなり

官報

○内務省訓令第十三號　北海道廳　府縣(沖繩縣ヲ除ク)

國縣道ノ新設又ハ變換ニ係ルモノハ自今左ニ掲ル所ノ標準ニ從ヒ其築造保存方法等取調差出ス可シ

但在來ノ道路ト雖モ可成此標準ニ據リ漸次改良ヲ加フル儀ト心得ヘシ

明治十九年八月五日　内務大臣伯爵山縣有朋

第一章　築造計畫

第一條　國道縣道ヲ新築若クハ改築スル時ハ左ノ圖面及書類ヲ調製ス可シ

一　實測平面圖(縮尺六千分一)　二　實測縱斷面圖(縮尺長六千分一同高二百分一)　三　實測横斷面圖(縮尺適宜)　四　橋梁隧道暗渠等ノ圖(縮尺適宜)　五　堀割及盛土土坪計算書　六　一位代價表　七　工費計算書　八　計畫説明書○第二條　實測平面圖ニハ國界、郡界、村界、地名、字、宿驛、市街、村落、人家、山脈、丘陵、水流、沼澤、森林、原野、荒蕪地、耕地、橋梁、堤塘、等其外地形ヲ顯ハスニ必要ナルモノハ之ヲ詳記スヘシ又高六尺毎ニ計畫路線近傍地ノ高低線ヲ記入シ計畫路線ハ赤線ヲ以テ記シ其丁杭幷直線ノ長及方向、曲線ノ長及半徑等ヲ詳記スヘシ○第三條　實測縱斷面圖ニハ計畫路線中心地面ノ高低、計畫路線ノ丁杭及水平距離、各高低線間ノ水平距離、計畫路線ノ勾配、堀割及盛土部分ノ高低及長、水平路線及阪路ノ水平距離、隧道及橋梁ノ長及高、其他國郡村界市街、村落、地名、字、水流、溝渠等都テ參照ニ必要ナルモノヲ詳記スヘシ○第四條　實測横斷面圖ハ計畫路線長三丁毎ニ之ヲ製シ其地高低甚シキ箇所ハ其横斷面圖ヲ製シ土坪計算ノ用ニ供ス可シ○第五條　橋梁ハ平面圖(橋梁前後河川ノ景状ヲ記スヘシ)側面圖其他構造ヲ顯ハスニ必要ナル圖面及橋梁ヲ架設スヘキ箇所ノ河川横斷面圖ヲ調製スヘシ○第六條　隧道暗渠等ハ其構造ヲ顯ハスニ必要ナル圖面ヲ調製スヘシ○第七條　堀割及盛土土坪計算書ニハ横斷面ノ番號、幅、高、平積、距離、立積ヲ記シ之ヲ表ニ製シ其計算法ヲ明瞭ニスヘシ○第八條　一位代價表ハ堀割、盛土、溝渠、石垣等其他各種共各其一位トナスヘキモノ(假令ハ堀割盛土ハ立積一坪ヲ一位トナシ野面石垣ハ平積一坪ヲ一位トナスノ類)ヲ選ミ其一位ニ付テ必要ナル築品人夫等ノ員數及代價ヲ算シ一位ノ代價ヲ記スヘシ○第九條　工費計算書ハ各種工事其各部分毎ニ其一位ヲ以テ算出シタル總數ニ一位ノ代價ヲ乘シ其計ヲ記スヘシ但橋梁、隧道、暗渠、其他諸雜費ハ別ニ部分ケヲ爲シテ其工費ノ計算内譯ヲ記スヘシ○第十條　計畫説明書ニハ新道開設若クハ路線變更ノ必要アル理由、路線撰定ニ付テ地形、氣候土質等ヲ酌量シタル理由幷築造費ノ多寡運搬ノ便否ヲ比較シタル説明其他橋梁隧道等ニ付テ其構造ノ説明及強力ノ計算幷其構造法選定ノ理由等ヲ詳記シ及橋梁、溝渠、暗渠等ノ計算ニハ水流最高水ノ面積及流量ヲ記スヘシ

第二章　路面ノ築造

第十一條　道路ノ表面ハ割石ヲ以テ築造スヘシ其馬車ノ通行頻繁ナラス搭載荷物重量ナラサル者ハ砂利ヲ以テ築造スルヲ得但其築造法ハ概ヲ割石道路ト同一タルヘシ○第十二條　割石ノ厚ハ道路ノ中央ニ於テ五寸以上トナシ夫ヨリ兩端ニ向ヒ漸次減却三寸以上ト爲スヘシ○第十三條　横斷路面ノ形状ハ楕圓形トス其勾配ハ平均三十分一トスヘシ○第十四條　下水ノ深サト其底敷ノ幅トハ各一尺五寸ヲ下ルヘカラス○第十五條　車道中央ノ高サハ下水ノ最高水面ヨリ一尺以上タルヘシ○第十六條　割石敷設ノ方法ハ先ツ「ローラル」或ハ蛸木ニテ地盤ヲ堅ムルノ後割石一層ヲ敷キ其上ニ割石ト能ク密着スヘキ石屑又ハ砂利ヲ散布シ之ヲ堅メ然ル後再ヒ割石ヲ敷キ前同樣ノ石屑若クハ砂利ヲ其上ニ散布シテ更ラニ「ローラル」或ハ蛸木ニテ堅メ法式ノ如ク仕上ルモノトス○第十七條　割石ハ能ク塞ニ堪ヘ且硬キモノニシテ混合物ナク多角ナルモノヲ撰用スヘシ○第十八條　割石ノ寸法ハ凡ソ一寸五分ヨリ大ナラサルヘク八分ヨリ小ナラサルヘシ○第十九條　散布スヘキ石屑若クハ砂利ノ割合ハ割石立積ノ三十分一ヨリ多カラサルヘシ○第二十條　割石敷設ノ後ハ密着固結ニ至ル迄間斷ナク修治ヲ加フヘシ

第三章　勾配及屈曲

第二十一條　道路ノ勾配ハ成ル可ク左ノ割合ヲ超ヘサラシムヘシ　第一項　國道　勾配三十分一　即長延一間ニ付二寸　第二項　縣道　勾配二十五分一　即長延一間ニ付二寸四分○第二十二條　曲線　半徑ハ巳ムヲ得スシテ減縮スル場合ト雖モ路線中心ノ半徑六間ヲ下ル可カラス○第二十三條　曲線ノ半徑十間以下ノ者ト阪路ノ勾配四十分一以上ノ者トヲ同所ニ兩存セシムヘカラス○第二十四條　曲線ノ半徑二十間以上ノ者ヲ背向直接セシメス必ス兩曲線ノ間ニ一ノ直線ヲ盈クヘシ

第四章　堀割及盛土

第二十五條　堀割若クハ盛土ノ傾斜面ハ植草柵工若クハ野面石垣等ヲ設ケテ之カ破損ヲ防ケ爲スヘシ○第二十六條　堀割傾斜面ノ勾配ハ其地質ニ從テ適宜ニ之ヲ定ムヘシ○第二十七條　盛土傾斜面ノ勾配ハ一割二分ヨリ下ルヘカラス○第二十八條　堀割及盛土ノ傾斜面ニ勾配ノ減少ヲ要スルカ若クハ其地質善良ナラサル時ハ基礎石垣ヲ築造スヘシ

第五章　橋梁暗渠及隧道

第二十九條　橋梁ノ構造ハ橋面平積一坪ニ付四百貫目ノ重量ヲ橋上滿面ニ積載シ得ルモノトナスヘシ○第三十條　長五間以下ノ橋梁ハ其幅ヲ(欄干ノ中心ヨリ中心ニ至ル[...] 梁ハ其幅[...] 十一條[...] ハ必ス暗[...] 幅員ハ[...] 隧道内ノ[...] 分ナラシ[...] リ十五尺[...] 危險ナル[...] 第三十六條[...] キ日光ヲ[...] 其種類ハ[...] 者ヲ撰用[...] 行ナラシ[...] 二尺以上[...] 第三十九條[...] 破アル時[...] 第四十條[...] 砂ヨリ生ス[...] 掃除スヘ[...] ルトキハ直[...] 石ト石屑[...] ラル」或ハ[...] ヲ加ヘキ[...] 條　前條ノ[...] ノ最モ甚シ[...] ノ一方ニ修[...] スヘキカ故[...] 又一時ニ路[...] 同轍ニ由ル[...] ル前ニ於テ[...] ノ修繕ニ着[...] 繕スヘキ[...] ノ濕氣ヲ含[...] 宜水ヲ注テ[...] テ完全ナラ[...] 指揮ヲ受ケ[...] 用ニ便ナラ[...] 繕ニ使用ス[...] 法ハ概ヲ割[...] 注意ヲ加フ[...]

●虎列剌[...]

神奈川縣　流行地[...]

大阪府　但シ[...]

京都府　但シ[...]

兵庫縣　但シ[...]

岡山縣[...]

和歌山縣[...]

愛媛縣[...]

三重縣[...]

山口縣[...]

合計　新[...]

富山縣[...]

山口縣[...]

○流行地外[...]

新舊死亡三[...] 日舊患死亡[...] る二日新患[...] り三十日迄新[...] 二十四日迄[...] 本月一日迄[...] 患十二人、新[...] 死亡二人 舊[...] 人」愛知縣去[...] 石川縣去月[...] 死亡二十人[...] 四十一人、死[...] り本月一日[...] 日新患死亡[...]